

令和2年（行ウ）第89号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件
原告

被告 国

第1 準備書面

令和2年10月15日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告代理人

弁護士 指 宿 昭 一
(担当) 同 明 石 順 平

令和2年9月6日付被告準備書面について下記の通り反論する。

第1「第2 本件事案の概要等」について

認める。

第2「第3 亡AはB氏の息子に雇用されて本件家事に従事していたこと」について

1「1 有料職業紹介と訪問介護サービス制度の概要」について

認める。

2「2 山本サービスについて」について

(1)「(1)会社概要」について

認める。

(2)「(2)家政婦紹介事業」について

ア「ア 求職者及び求人者の登録」について

認める。

イ「イ 家政婦紹介について」について

第1段落及び第2段落については不知。第3段落については否認ないし争う。賃金は山本サービスが決定しており、求職者はそれを受け入れるだけであった。

ウ「ウ 求職者と求人者との間で契約が締結された後の関わり」について

第1段落について、否認する。家政婦に直接業務遂行の指示をしたり報告を求めることは一切無かったという主張は否認する。訴状9頁記載のとおり、介護業務については、山本サービスのサービス提供責任者が介護計画書を作成し、業務指示書を発行し、ヘルパー側も実施報告をしている。さらに、B氏の自宅での家政婦業務部分についても、業務指示書の別紙に、かなり具体的な業務内容の指示が書かれている（甲13）。そして、1～2か月に1度、多い時には2週間に1度くらいB氏の自宅に山本サービスのケアマネージャーが訪問し、C氏からヒアリングをしている（甲11、1

2)。これは山本サービスによる監督行為と言える。

第2段落について、否認する。前述のとおり、介護業務はもとより、家政婦業の部分についても具体的な指示があった。

第3段落について、否認する。亡Aは山本サービスから、介護・家政婦業の部分も含めて全て直接支払いを受けていた。

第4段落について、否認する。理由は前述のとおり。

第5段落について、認める。

(3)「(3)訪問介護事業」について

認める。

3「3 本件介護保険業務及び本件家事について」について

(4)については否認する。前述のとおり、亡Aの賃金は、その全額が山本サービスから亡Aに手渡しされていた。その余は認める。

4「4 亡AはB氏の息子に雇用されて本件家事を行っていたこと」について

(1)「(1)亡Aの採否はB氏の息子が判断しており、労働条件も同人と亡Aが合意したものであること」について

労働条件が亡AとB氏との間で決定されたとの主張は否認する。前述のとおり、山本サービスが労働条件を決めていた。その余は不知。

(2)「(2)本件家事については、B氏の息子が指示を行っており、山本サービスは本件家事について指示をしたり、報告を求めることはなかったこと」について

山本サービスが家事について具体的な指示や報告を求めることは無かったとの主張は否認する。理由は前述のとおりである。その余は知らないし争う。

(3)「(3)本件家事に係る賃金はB氏の息子から支払われるものであること」について

賃金がB氏から亡Aへ直接支払われていたとの主張は否認する。その余は不知。

(4)「(4)小括」について

争う。

第3「第4 亡Aの心停止が山本サービスの業務に起因するものではないこと」について

1～4について特に争わない。

5について、被告の主張は亡Aの家事業務が山本サービスの業務ではないということを前提にしているため、全て争う。

第4「第5 結語」について

第1段落について、争う。

第2段落について、認否の要無し。

第5 原告の主張

1 本件の争点は、訪問介護とそれ以外を明確に区分できるか、という点である

被告も引用する平成17年9月14日付厚生労働省「事務連絡」（以下「本件事務連絡」という。）では、「同一介護者が、訪問介護を1日に数時間行い、24時間のうち残りの時間を「家政婦」として家事や介護のサービスを行う場合は、サービス内容が明確に区分できないことから、訪問介護費を算定できない旨、平成15年5月30日当課より発出した事務連絡「介護報酬に係るQ&

A」において示しているところである。」と述べている。その上で、一定の要件を満たした場合にのみ、訪問介護とそれ以外の部分を明確に区分でき、介護報酬を算定できるとしている（乙8）。

本件では、訪問介護部分について、被災者が山本サービスの指揮命令下にあったという点については争いが無い。争いがあるのは、訪問介護部分とそれ以外を明確に区分できるか否か、という点である。そして、本件事務連絡は明確区分の要件を定めていることから、この要件を満たしていない場合、訪問介護とそれ以外の部分が明確に区分できない。そうすると、全ての業務について被災者が山本サービスの指揮命令下にあったとみるのが合理的である。以下詳述する。

2 利用者要件を満たしていない

本件事務連絡は、利用者の要件について2点、サービスの実施について3点、要件を挙げている。そのうち、利用者の要件について、「独居又は独居に準ずる状態（「準ずる状態」とは、同居者が要介護者である場合等、介護ができない状態を言う。）状態にある者であること」としている。

本件の場合、B氏は息子と同居しており、独居に該当しない。また、B氏の息子は要介護者ではないので、独居に準ずる状態にも該当しない。このように、利用者要件を満たさないで、山本サービスがB氏宅の訪問介護サービスについて介護保険の適用を受けるのは明らかに違法である。

山本サービスは、違法に介護保険の適用を受けて利益を受けている上、家政婦業務については、「紹介しているだけ」として、雇用に関連する種々の責任を免れようとしているのである。本件で家政婦業務部分についての労働者性を否定することは、違法な山本サービスの業務にお墨付きを与える結果となり、介護保険事業に与える悪影響は甚大である。

3 訪問介護計画作成要件を満たしていない

本件事務連絡は、訪問介護計画作成にあたっての要件①として「「訪問介護」としてのサービスと「家政婦」としてのサービスの違いを明確化した上で、その双方について、ケアプラン上に明確に位置づけられていること」をあげている。

しかし、本件の場合、訪問介護部分については一応定められているが、家政婦としてのサービスとの違いを明確化した上で、「その双方について」、「ケアプラン上に明確に位置づけられている」とは言えない。

次に、要件②として「「訪問介護のみが提供されるのではなく、利用者の必要性に応じて訪問看護等他の介護保険給付対象サービスが提供されるよう、主治医等の意見等を踏まえたケアプランが作成されていること」が挙げられている。

しかし、本件の場合、「主治医等の意見等を踏まえたケアプラン」は作成されていない。

4 サービス提供透明性確保のための体制がとられていない

本件事務連絡は、サービス提供透明性確保のための体制として、「①介護者が所属する訪問介護事業者に併設していない居宅介護支援事業者によりケアマネジメントが行われ、モニタリングにより「身体介護」「生活援助」又は「家

政婦」サービスが明確に区分されていることの確認が行われること」を挙げている。

本件ではこの点は最も重要である。被災者と同じく B 氏宅で勤務していた C 氏はこう述べている（甲 1 1）。

「B さんの自宅は息子さんがいて、実際の指示は息子さんから出ていました。この息子さんが、一方的に命令する、話し合いが全くできない人で、ヘルパーはみんな苦勞していました。介護の仕事は、大まかなプランがあっても、例えば利用者の体調によってずれることも多いです。その上、B さんの自宅では、息子さんが間に入ってきては口を出すので、時間帶も、作業にかかる時間も、**指示書のとおりにはできなかったことは1日もありませんでした。**」

このように、B 氏宅の場合、息子があれこれと口を出すため、指示書通りに業務遂行することができなかった。指示書通りに遂行できないのだから、提供するサービスを明確に区分することなど不可能である。したがって、山本サービスは「明確に区分されていることの確認」などしていない、というよりできない。

さらに、本件事務連絡は、要件②として「家政婦」としてのサービスを含めて提供したサービス内容をきちんと記録すること」を挙げている。本件の場合、訪問介護部分についての記録はあるものの、家政婦部分については記録がされていない。記録がされていないものを明確に区分することなどできない。

5 まとめ

以上のとおり、B 氏宅に関する業務は、本件事務連絡が定める明確区分性の要件を満たしておらず、訪問介護部分とそれ以外の部分を分けることができていない。そうすると、被災者は全体として山本サービスの指揮命令下にいたとみるべきである。

端的に言って、同じ場所で同じ人に対して業務を提供しているにもかかわらず、それを指揮命令下にある部分と無い部分に分けることなど不可能であるし、極めて不自然である。特に、B 氏宅の場合、B 氏の息子が口をはさんでくるため、余計に業務を分けることができない。

山本サービスが家政婦業について「紹介」の建前を取っているのは、単に労働基準法の適用を免れるためである。そして、前述のとおり、訪問介護部分についても、山本サービスは違法に介護保険の適用を受けている。

本件において被災者の労働者性を否定することは、このような山本サービスの労働基準法適用逃れ及び違法な介護保険の適用を裁判所が追認する結果となる。それは被災者のような過労死の犠牲者を増やすことにつながるものであり、断じて許されない。

以上